

第5章 総合的な施策の展開

基本目標1 ゆとりをもった楽しい子育て

推進施策1-1 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

①妊婦・新生児・乳幼児・フォローアップ児訪問事業 <保健センター>

[訪問対象]

妊婦：若年、外国人の妊婦、未婚の妊婦、妊婦一般健康診査受診票から把握した生活習慣病予防のために必要な妊婦等

新生児：全児に訪問（新生児で訪問できなければ、乳児訪問）

乳幼児：健診未受診の子ども、および健診でフォローの必要となった親子（必要に応じ）

[事業内容]

保健師、管理栄養士などが訪問し、子育てや気がかりなことについて、相談に応じています。また、必要に応じ、専門機関を紹介したり、子育ての情報を提供したりしています。

各対象者へ訪問により話を聞いたり、子育てに関する気がかりや心配事の相談に応じたりすることで、子育ての不安等を緩和、また、安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう努めるとともに、子どもの健やかな育ちを支援します。

妊婦・新生児・乳幼児・フォローアップ児訪問事業の実施状況（人）

（延べ人数）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
妊婦	1	15	0	1
新生児・乳児	33	74	53	53
幼児	17	10	28	21
心身障害児	0	1	0	0
その他	0	1	1	1
（実人数）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
妊婦	1	6	0	1
新生児・乳児	31	36	33	33
幼児	12	3	5	6
心身障害児	0	1	0	0
その他	0	1	1	1

②低体重児の届出及び訪問指導 <保健センター>

低出生体重児等は、発育、栄養、生活指導、疾病予防など養育上重要な事項について、保健師の訪問指導を必要とするため、継続して実施します。

低体重児の届出及び訪問指導の状況（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
届出件数	6	5	2	2	5
訪問件数	6	5	2	2	5
訪問延件数	6	5	2	3	7

③言葉と聞こえの相談 <保健センター>

子どもの言葉の発達や聞こえに心配のある保護者を対象に年6回、言語聴覚士による相談（予約制）を実施しています。今後も言葉の発達や聞こえについての心配を相談でき、保護者の子育て不安の緩和につながるよう努めます。

言葉と聞こえの相談の利用状況（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
0歳	0	0	0	0	0
1歳	0	0	1	1	1
2歳	3	8	10	5	5
3歳	4	4	0	5	2
4歳以上	12	18	24	13	12

④児童・母子相談 <社会福祉協議会>

生活困窮者自立支援事業の中で、児童・母子に関する相談も受け付けていますが、福祉課、保健センター等において実施している専門相談が充実しているため、今後も引き続き実施し、事業の周知に努めます。

⑤要保護児童対策地域協議会 <福祉課>

要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行っています。今後も引き続き実施し、要保護児童への適切な対応を進めます。

要保護児童対策地域協議会の開催状況（回）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実務者会議回数	0	0	2	0	0
ケース検討会議回数	5	3	6	9	16

⑥つるぎ町特別支援連携協議会（こころ・ステーション） <教育委員会>

つるぎ町特別支援連携協議会（こころ・ステーション）は、特別支援教育に携わる関係者による会議体です。特別な支援が必要な子ども一人ひとりに対し、「つるぎっこファイル」等を活用し、乳幼児期から成人期に至るきめ細かな支援のための調整を進めていきます。

⑦各種地域活動団体の情報提供 <福祉課>

子育て団体や老人クラブなど、町内で活動している地域子育て支援団体が開催するイベントや事業内容等について、子育て家庭に対するきめ細かな情報提供に努めます。

⑧子育て世代包括支援センター <保健センター>

平成 29 年の母子保健法改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する拠点として、子育て世代包括支援センターが制度化されました。

本町では、保健センターが従来からそうした機能を担っていますが、産前・産後ケアなど、時代とともに必要になる支援ニーズの拡大を受けて、同センターの機能設置を図り、妊娠・出産・子育てについてのわかりやすい情報提供や、悩みや不安に対するきめ細かな相談支援を通じて、切れ目のない支援を推進していきます。

推進施策 1-2 子育て団体等の支援

①地域子育て支援ネットワークづくりの促進 <あんりーる・福祉課>

少子化で利用者が減少する中、子育て家庭がお互いに支え合いながら、子育てが進められるよう、子育て団体等の活動を支援していきます。

推進施策 1-3 乳幼児健診の充実

①乳児健診 <保健センター>

生後3～4か月児・6～7か月児・11～12か月児の乳児を対象に、集団健診で、問診・身体計測・小児科健診・育児相談・栄養相談・歯科相談を年6回実施しています。

子どもの発育・発達の状況、疾病の状況を確認するとともに、子育てにおける気がかりや困り事についての相談を受け、必要なフォローにつなげていきます。

乳児健診の受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診率	83.7%	97.5%	99.4%	85.8%	92.5%

②1歳6か月児健診 <保健センター>

1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、集団健診で問診・身体測定・尿検査・言語聴覚検査・歯科健診・小児科健診・育児相談・栄養相談・歯科相談を、保健センターにて年間4回実施してきました。

令和2年度からは、年6回、3歳児健診と同日に実施し、発育・発達や疾病の有無を確認するとともに、生活習慣の自立、虫歯予防、栄養に関するアドバイスを行い、子どもの健康増進を図るとともに、保護者の育児支援に努めます。

1歳6か月児健診の受診数（人）・受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診数	40	40	50	35	31
受診率	87.0%	93.0%	98.0%	97.2%	96.9%

③ 2歳児健診 <保健センター>

2歳3か月～2歳7か月の幼児を対象に、集団健診で、問診・身体測定・歯科診察・ミクロアイ検査・歯の染め出し・個別ブラッシング実習を、保健センターにて年間3回実施してきました。

令和2年度からは、歯科健診とともに小児科医による診察を実施し、子どもの発育・発達の状況、疾病の状況を確認するとともに、子育てにおける気がかりや困り事についての相談を受け、必要なフォローにつなげていきます。

2歳児健診の受診数（人）・受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診数	42	40	40	46	35
受診率	89.4%	95.2%	100.0%	97.9%	92.1%

④ 3歳児健診 <保健センター>

満3歳に達した幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、尿検査、言語聴覚検査、小児科健診、歯科健診、育児相談、栄養相談、歯科相談を保健センターにて年間4回実施してきました。

令和2年度からは、年6回、1歳6か月児健診と同日に実施します。健診の中で、発達面で気になったり、育児などで不安を抱えている場合は、子育て相談などへの参加を促したり、個別相談などでサポートしていくとともに、未受診児に対しては、訪問や電話連絡などで、育児環境や発育状況などを把握し、継続的にフォローしていきます。

3歳児健診の受診数（人）・受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診数	54	40	38	42	51
受診率	91.5%	90.9%	100.0%	93.3%	100.0%

⑤股関節脱臼検診 <保健センター>

整形外科医師による股関節脱臼検診を年6回行っています。また、必要により精密機関の紹介や育児指導を行っています。

今後も継続して実施し、股関節脱臼の早期発見・早期治療に努めます。

股関節脱臼検診の受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診率	92.7%	93.2%	84.6%	84.5%	98.3%

⑥未受診児へのフォローアップ <保健センター>

乳幼児健診の未受診児を対象に電話・面接・訪問等で、発育・発達状況や子育ての状況を把握するとともに、必要に応じ、相談・情報提供を行っています。

今後も引き続き、状況把握に努め、発達面について気がかりなことがあれば、すすく子育て相談等の場でフォローを続けたり、各専門機関へ紹介するなどの対応を行い、保護者の不安の解消に努めます。

未受診児へのフォローアップの実施率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児健診	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1歳6か月健診	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3歳児健診	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

推進施策 1-4 子育て講座の充実

① パパ・ママ学級 <保健センター>

出産を予定しているパパとママを対象に、妊娠中の生活習慣病予防のための食事の話や、お産の進み方の話、マタニティヨガ、沐浴実習、パパの妊娠シミュレーションなどの講話や実習を年間2回、実施しています。また、パパとママがともに参加しやすいよう、土曜日又は日曜日に実施しています。

妊娠中のことだけでなく、実際の子育てにも目を向けた実習を取り入れることで「具体的にお産のイメージができるようになりました。楽しかったです。」との感想が得られています。

妊娠中は、本人・家族の生活について振り返っていただくとともに、育児への意欲を高めるよい機会としてとらえ、今後も内容を検討しながら関係機関と連携し、継続していきます。

パパ・ママ学級の参加者数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
参加者数（実人数）	29	21	21	12	22

② 親子教室（ひまわり） <保健センター>

0歳児～就園前の在宅の子どもとその保護者を対象に、午前中に親子で集まり、同年齢の子ども達との集団遊びや絵本の読み聞かせ、楽器を使った遊び、リトミック、ミュージックケア、医師・管理栄養士・看護師等の専門職による子育て講座を実施してきました。

令和2年度からは、親子教室（ひまわり）としての活動ではなく、各保育所の「チビッコわんぱくひろば」「おひさまランド」に保健師が出向き、引き続き子育て講座を実施していきます。

親子教室（ひまわり）の参加者数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
参加者数（延人数）	358	291	426	328	333

③離乳食講習 <保健センター>

乳児をもつ保護者に対して、離乳食のすすめ方についてのお話と離乳食づくりの実演（3～4品）、また離乳食や子育てについての管理栄養士・保健師の相談を実施しています。子どもの食の自立に向けた第一歩である離乳食摂取が適切に行われるよう、今後も継続して実施していきます。

離乳食講習の実施状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施回数	6	6	6	6	3
受講者数（実人数）	30	22	35	28	20
年間出生数（実人数）	51	36	40	33	33

④食育セミナー事業 <保健センター>

在宅の子ども、保育所・幼稚園・小学校・中学校（乳幼児・児童・生徒）を対象にヘルスメイトと協働して、栄養のお話・調理実習などの講習を開催し、子どもたちが将来にわたって健康な食生活を身につけることができるよう支援していきます。

食育セミナー事業の実施状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
親子食育教室回数	5	4	5	4	5
親子食育教室延人数	127	154	254	153	208
子ども食育教室回数	17	8	7	7	16
子ども食育教室延人数	470	207	160	118	452

⑤食育フェスタ、食育パネル展 <保健センター>

食育の重要性に関する啓発や、調理法の工夫などの知識の普及を図るため、食育フェスタ、食育パネル展を開催しています。今後も、地域・関係団体等が連携協働しながら実施し、幼少期より「健康的な食生活」への意識と関心を持ち、「食育」を通して生涯にわたって健康の保持増進につなげていきます。

食育フェスタ、食育パネル展の参加人数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
参加人数	200	200	208	159	300

推進施策 1-5 経済的支援

①出生祝金 <福祉課>

出生祝金は、本町住民の出産に際し、祝金を贈る事業で、定住促進の目的もあり、今後も継続して実施していきます。

出生祝金の支給件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
支給件数	46	37	38	32	30

②児童手当 <福祉課>

児童手当は、子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に、国の制度として支給されています。町で交付事務を行っており、町内の子育て家庭への周知に努めていきます。

児童手当の支給件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
支給件数	359	335	312	300	293

③児童扶養手当 <福祉課>

児童扶養手当は、国内にお住まいで、父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計をともにしていない児童を監護している父または母や養育している祖父母、おじ、おば、きょうだいその他の方に、国の制度として支給されています。公的年金を受けている方などは、この手当を受給することはできません。

町で交付事務を行っており、町内の子育て家庭への周知に努めていきます。

児童扶養手当の支給件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
支給件数	97	92	89	79	75

④特別児童扶養手当 <福祉課>

特別児童扶養手当は、子どもの健やかな成長に資することを目的として、20歳未満で、常に介護を必要とする精神や身体に障がいのあるお子さんをご家庭で監護、養育しているお父さんやお母さん、または養育している方に対し、国の制度として支給されています。町で交付事務を行っており、町内の子育て家庭への周知に努めています。

特別児童扶養手当の支給件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
支給件数	9	9	7	7	6

⑤妊婦一般健康診査受診票 <保健センター>

妊娠届出時に、委託医療機関にて受診した場合に公費負担で健診が受けられる妊婦一般健康診査受診票（14枚）を交付しています。

今後も継続して実施し、経済的な負担の軽減を図り、定期的な受診を促進します。

妊婦一般健康診査の受診者数（人）・受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診者数	65	60	58	52	43
受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑥乳児一般健康診査受診票交付 <保健センター>

乳幼児健診のうち、生後1か月児と9～10か月児の健診を医療機関で実施しており、受診票を保健センターで交付しています。

今後も継続して実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、子育ての気がかりに関する相談に応じるなど、子どもの健やかな成長を支援します。

乳児一般健康診査の受診者数（人）・受診率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診者数	65	62	69	60	41
受診率	63.3%	70.2%	87.3%	98.0%	97.6%

⑦妊婦健康診査費助成事業 <保健センター>

県外で妊娠・出産（里帰り出産）される妊婦に対し、経済的な負担軽減を図るため、申請により妊婦健康診査費を助成しており、今後も継続して実施していきます。

妊婦健康診査費助成の件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
助成件数	4	4	2	2	1

⑧乳児健康診査助成事業 <保健センター>

県外で乳児健診を受診される保護者に対し、経済的な負担軽減を図るため、申請により乳児健康診査費を助成しており、今後も継続して実施していきます。

乳児健康診査助成の件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
助成件数	3	4	2	2	2

⑨乳児・1歳6か月児・3歳児健診後の精密検査の受診促進 <保健センター>

乳児・1歳6か月児・3歳児健診の結果、精密検査が必要となった乳幼児を対象に、受診票を発行し、受診を促進しています。

疾病が潜んでいる場合の早期発見・早期治療につなげるため、継続して実施します。

健診後の精密検査受診票の発行件数（件）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児	2	0	0	0	0
1歳6か月児	4	0	5	2	0
3歳児	5	5	5	5	11

⑩子どもはぐくみ医療費助成事業 <福祉課>

18歳まで(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の子どもが医療機関に受診し、保険適用となった自己負担を助成する制度です。

平成29年度より、15歳までから18歳までに対象を拡大しました。

今後も、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、継続実施していきます。

子どもはぐくみ医療費の助成件数(件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
助成件数	852	811	766	940	883

⑪ひとり親家庭等医療費助成事業 <福祉課>

母子・父子家庭の父母と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がい児は20歳未満)又は父母のいない児童を対象に医療費の一部を助成しています。

従来は入院のみが対象でしたが、平成28年10月より、児童の通院も対象としており、利用が拡大しています。

今後も、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、継続実施していきます。

ひとり親家庭等医療費の助成件数(件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
助成件数	7	1	165	231	282

⑫チャイルドシート貸し出し <社会福祉協議会>

チャイルドシート義務化による経済的負担を軽減することを目的に、対象児を養育する家庭に対して、子どもの成長に応じたチャイルドシート及びジュニアシートを無償で貸し出しています。なお、返却時に消毒代金の実費の徴収があります。

今後も、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、継続実施していきます。

チャイルドシート等の貸し出し台数(台)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
チャイルドシート	67	67	72	70	83
ジュニアシート	44	44	39	46	43

⑬子どもの貧困に対する支援の推進

国では、『子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る』ことを目的に、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、市町村において子どもの貧困対策についての計画を策定する努力義務が課せられました。その後、令和元年9月に「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、これに沿って大綱の見直しも行われました。

本町においても、「第2期つるぎ町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあわせて、「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定するものとし、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」を柱に関係各課が連携を図り、取り組んでいきます。

①教育の支援

- ・ 幼児教育・保育の無償化の推進
- ・ 小中学生に対する就学援助
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業及び幼稚園給食の減免
- ・ 放課後児童クラブにおける学習支援
- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置

②生活の安定に資するための支援

- ・ 妊産婦・乳幼児訪問指導、親の妊娠・出産期における安全確保と育児相談の充実等
- ・ ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣（徳島県事業）に関する情報提供、相談業務
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の充実

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 生活保護世帯、ひとり親世帯に対するハローワークとの連携による就労支援
- ・ 生活保護世帯、ひとり親世帯等の子どもの保育所等への入所手続きをすすめることによる就労支援

④経済的支援

- ・ 教育費負担軽減の一環として、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費（主食・副食費）の無償化
- ・ 児童扶養手当制度
- ・ ひとり親家庭等医療費助成金事業
- ・ 母子父子寡婦福祉資金（母子寡婦福祉連合会事業）に関する情報提供、相談業務
- ・ 子どもはぐくみ医療の拡充

推進施策 1-6 学童期における交流機会の創出

①思春期ふれあい体験学習 <保健センター>

中学3年生を対象に乳児期の発達・成長について学んだり、乳児を抱っこしたり、あやしたり、母の育児体験談を聞いたりしています。

中学生が、自分自身が育ってきた過程を振り返りながら、小さいながらも懸命に生きている命にふれあうことで、生きていることの喜びや生きる力を育てていこうという意識を育て、母性または、父性の育成を図るため、継続して実施していきます。

思春期ふれあい体験学習の実施状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施回数(回)	4	3	4	4	4
参加延べ人数(人)	204	124	118	124	144

②ジュニアボランティア <社会福祉協議会>

中学生を対象に福祉について考えてもらう機会として、ボランティアについての講義、車いす体験、高齢者擬似体験などを通じて基本的な事項と知識・技術の習得や福祉施設の見学、利用者とのレクリエーションなどの実地体験を実施しています。

今後も、継続して実施していきます。

ジュニアボランティアの参加人数(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
参加実人数	31	41	44	43	41

基本目標 2 子育てを支える地域づくり

推進施策 2-1 子どもの体験・学習機会の創出支援

① 幼児教育の充実 <各幼稚園・各保育所>

幼稚園や保育所などの就学前教育・保育施設は、国が定める幼稚園教育要領、保育所保育指針に沿って、教育・保育が推進されています。

これらは、平成 30 年に大幅な改正がなされ、はじめて、保育所保育指針に、保育所保育における幼児教育の積極的位置づけが付されて、名実ともに、それぞれの施設の教育・保育内容が共通化されました。

このため、引き続き、幼稚園における幼児教育を推進するとともに、保育所における 3 歳児の幼児教育の一層の強化に努めます。

〔参考〕新しい教育要領・保育指針の項目の比較

幼稚園教育要領 文部科学省	保育所保育指針 厚生労働省
前文	
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 幼稚園教育の基本	1 保育所保育に関する基本原則
第 2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」	2 養護に関する基本的事項
第 3 教育課程の役割と編成等	3 保育の計画及び評価
第 4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項
第 5 特別な配慮を必要とする幼児への指導	第 2 章 保育の内容
第 6 幼稚園運営上の留意事項	1 乳児保育に関わるねらい及び内容
第 7 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など	2 1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
	3 3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容
	4 保育の実施に関して留意すべき事項
第 2 章 ねらい及び内容	第 3 章 健康及び安全
健康	1 子どもの健康支援
人間関係	2 食育の推進
環境	3 環境及び衛生管理並びに安全管理
言葉	4 災害への備え
表現	第 4 章 子育て支援
第 3 章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項	1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
	2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
	3 地域の保護者等に対する子育て支援
	第 5 章 職員の資質向上
	1 職員の資質向上に関する基本的事項
	2 施設長の責務
	3 職員の研修等
	4 研修の実施体制等

これまでの保育指針では、すべての年齢を通じた共通の記載となっていたが、3 歳以上児のねらいの項目を設けて、内容も教育要領と共通化された。

②幼稚園での昔遊び等の体験活動 <各幼稚園>

幼稚園に、地域住民を招いたり、お宅を訪問したりして、お手玉・コマ回しなどの昔遊びや、ネイチャーゲーム、ジャガイモ掘りなどの遊びを体験しながら、異世代間交流を図っています。

実施できていない年度もあるため、継続開催に努めていきます。

昔遊び等の実施回数（回）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
半田幼	2	2	3	0	5
貞光幼	2	2	3	0	2
太田幼	1	1	1	-	-

③夏休み子ども教室 <貞光中央公民館・半田公民館>

夏休みに、小学生を対象とした教室を行っています。過去には貞光中央公民館で陶芸を、平成 29 年度からは半田公民館にて木工教室を実施しており、今後も、子どもの多様な体験・学習機会づくりに向け、継続実施していきます。

夏休み子ども教室の実施状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施回数（回）	2	2	2	1	1
参加延べ人数（人）	45	47	40	20	17

④キッズカルチャーすくすく <半田公民館>

毎週土曜日に、半田公民館にて、地域の指導者の下で、午前中は絵画教室、午後からは和太鼓教室を行い、交流を図っています。

今後も、子どもの多様な体験・学習機会づくりに向け、継続実施していきます。

キッズカルチャーすくすくの延参加人数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
絵画教室延参加人数	754	1053	977	745	754
和太鼓教室延参加人数	169	236	259	45	62

⑤ラブ&ピース（ヒップホップダンス教室） <半田公民館>

毎月第1・第3金曜日に、幼・小学生を対象としたヒップホップダンス教室を行っています。

参加者が減少傾向ですが、今後も、子どもの多様な体験・学習機会づくりに向け、継続実施していきます。

ラブ&ピース（ヒップホップダンス教室）の延参加人数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延参加人数	427	459	360	219	128

⑥英会話教室 <教育委員会>

子ども向けの英会話教室は、かつては、3地区で実施していましたが、平成28年度からは、貞光地区でのみ、実施しています。

貞光地区では、月2回、第2・第4木曜日に実施しており、今後も、継続実施していきます。

英会話教室の実施回数（回）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
半田地区の実施回数	0	0	0	0	0
貞光地区の実施回数	19	19	12	13	24
一宇地区の実施回数	17	15	0	0	0

⑦少年スポーツクラブ <教育委員会・各クラブ>

町内では、様々な少年スポーツクラブが運営されており、継続してボランティア及び指導者の人材確保を促進し、幅広い運動機会の提供に努めます。

少年スポーツクラブの会員数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
貞光少年野球	15	13	10	11	16
半田少年野球	12	12	11	13	
貞光サッカー	36	38	36	41	40
貞光ミニバスケット	11	9	12	7	7
半田剣道	11	13	17	17	18
陸上教室	33	23	26	16	25
レスリング教室	32	41	46	43	32
半田 JVS 少女バレー	-	-	-	13	15

※貞光少年野球と半田少年野球は平成 30 年度より、「つるぎ少年野球クラブ」に合併。

⑧読書環境の充実 <教育委員会>

本町には、専門の図書館はありませんが、就業改善センター、あんりーる 2 階の図書室を利用できるほか、貞光中学校の図書室を 1 か月に 1 度開放しており、子どもたちの読書環境の確保を図っています。

今後も、子どもたちの学習の場、交流の場として、読書環境の充実に努めます。

推進施策 2-2 子育てを支援する人材の確保・育成

①子育て応援団つるぎっこ <社会福祉協議会・福祉課>

町社会福祉協議会が、平成 18 年に結成したボランティア団体「子育て応援団つるぎっこ」と託児ボランティアの依頼者とのマッチングをしています。

また、「子育て応援団つるぎっこ」では、託児ボランティアのほか、月 1 回、幼稚園入園前までの乳幼児とその保護者の交流・仲間づくりの場として、「子育て応援広場」を開催し、季節にあったイベントを催しています。

今後も、「子育て応援団つるぎっこ」の活動の活性化を図っていきます。

託児のボランティアの実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
つるぎっこボランティア 会員数（人）	10	10	7	7	8
託児の依頼件数（件）	8	3	3	0	0
ボランティア派遣延べ 人数（人）	32	18	11	0	0

子育て応援広場の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数（回）	12	13	13	13	12
年間延べ利用者数 （人）	358	328	445	305	261

推進施策 2-3 地域における見守り体制の確立

①子ども 110 番の家 <美馬警察署・各小中学校>

児童生徒が学校の登下校中に不審者を見たり、怖い目に遭ったりした時など、助けを求めて駆け込む場所として、「子ども 110 番の家」が町内で 88 か所にあります。

今後も、児童生徒の安全を確保するため、協力家庭の拡大等を図ります。

子ども 110 番の家の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼箇所	87	87	87	85	88
利用数	0	0	0	0	0

②交通安全意識の高揚 <各幼稚園・小学校・住民>

交通安全を図るため、平成 27 年度までは、児童生徒の保護者や婦人会、ボランティアによる通学路の見守り事業を実施していましたが、平成 28 年度以降は、交通安全意識の高揚を図る事業として、各小学校での年 1 回の交通安全教室を中心に実施しています。

今後も、子どもたちの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室を実施していきます。

子どもに関する交通安全事業の開催状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
半田小	4	6	1	1	1
貞光小	9	16	1	1	1
太田小	1	1	1	1	1

③見守りネットワークの確保 <福祉課>

つるぎ町要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有するとともに、適切な連携の下で対応しています。

今後も、家庭や地域、関係機関等との連携を深め、地域で子ども達を見守る協力ネットワークの確保を図ります。

基本目標 3 安心して子育てができる生活環境

推進施策 3-1 保育サービスの充実

①地域子ども・子育て支援事業の充実（再掲）

<保育所・幼稚園・福祉課・教育委員会・げんきっこクラブ>

第4章に掲げた地域子ども・子育て支援事業を推進し、安心して子育てができる生活環境づくりに努めます。

②放課後子ども教室推進事業 <教育委員会>

放課後子ども教室は、小学生に、放課後、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する教室活動です。

今後も、地域の人々の参画を得て、全小学校で事業を推進していきます。

放課後子ども教室の利用延べ人数（人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
半田小学校	890	1,016	1,288	434
貞光小学校	1,122	1,443	1,352	648
太田小学校	193	149	37	80
合計	2,205	2,608	2,677	1,162

推進施策3-2 子どもや子育てを考えた施設づくり

①道路・公園などの安全の確保 <企画課・建設課・商工観光課>

道路の危険個所の改良や、公園の遊具等の安全点検や補修整備等により、安全で快適な公共空間の確保に努めます。

②子育てに配慮した公共施設づくりの推進 <企画課>

健康増進法に基づき、敷地内禁煙を徹底するとともに、スロープ、多目的トイレ、授乳室などを増設するなど、親子連れの利用に配慮した公共施設づくりに努めます。

推進施策3-3 小児医療体制の充実

①予防接種 <保健センター>

予防接種法に基づき、個別接種にて、四種混合、BCG、麻しん・風しん混合などの予防接種が行われています。

予防接種の接種状況を健診等で把握し、適切な時期に受けられるよう、周知を図り、接種率の向上に努めます。

予防接種の接種率

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
四種混合（三種+ポリオ）	91.3%	88.4%	94.1%	87.8%	98.0%
BCG	97.8%	95.3%	98.0%	97.2%	100.0%
麻しん・風しん混合(I期)	97.8%	90.7%	96.1%	89.5%	96.9%
麻しん・風しん混合(II期)	-	-	-	85.2%	97.4%

推進施策 3-4 障がい児支援の充実

①障がい児通所サービスによる療育 <福祉課>

障がい児通所サービスは、障がいや発育・発達上の遅れ等がある児童が通所により、療育・発達支援サービスを受けるもので、児童発達支援、放課後等デイサービスなどがあります。

近年、利用は増加傾向にあり、障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、必要なサービスを受けられる体制づくりを促進していきます。

障がい児通所サービスの支給決定児数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童発達支援	3	9	11	10	14
放課後等デイサービス	3	6	4	10	9

②障がい児入所サービスへの連携 <福祉課>

入所が必要な障がい児については、県等と連携し適正に入所サービスにつなぎます。

③育成医療の支給 <福祉課>

育成医療は、治療を受けなければ将来に障がいを残すと認められる児童に対し、自立支援医療費を支給し、その治療に必要な医療を提供する事業です。

必要な児童に、支給を行っていきます。

育成医療の利用実績数（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
心臓機能障害	0	0	0	0	0
視覚障害（斜視）	0	0	0	0	0
音声言語そしゃく機能障害 （口蓋裂）	1	0	0	0	0
音声言語そしゃく機能障害 （口唇裂）	1	1	1	1	1